

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する
法律の施行に伴う環境省関係省令の整備等に関する省令の制定について

令和元年 8 月
環境省環境再生・資源循環局

1. 改正の背景

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、各法律において定められている成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物処理業の許可をはじめとする環境省所管法令に係る欠格事由等についての改正を盛り込んだ成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「一括整備法」という。）が、令和元年6月7日、第198回国会において可決・成立した。

同法による改正後の環境省所管法令の施行に伴い、関係省令について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の一部改正

① 個別審査規定について

- 一括整備法による改正後の廃棄物処理法（以下「改正廃棄物処理法」という。）第7条第5項第4号イ（一般廃棄物）に規定する「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者」について、精神の機能の障害により、廃棄物処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。（産業廃棄物も同様。）
- 産業廃棄物の処理の業務に関して都道府県知事がこれまで申請者に求めていた「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」は、精神の機能の障害により、廃棄物処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者か否かを審査するために必要と認められる書類とする。
- 法第9条の8及び第15条の4の2に係る再生利用認定、法第9条の10及び第15条の4の4に係る無害化処理認定において、環境大臣がこれまで申請者に求めていた「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」は、一般廃棄物については求めないこととし、産業廃棄物についてはその他審査するために必要と認められる書類を求めることとする（欠格条項に該当しないこ

とを誓約する書面については引き続き求める。)

② 届出規定について

- 改正廃棄物処理法第7条の2第5項及び第9条第7項（一般廃棄物）に規定する「同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者」について、精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物処理の業務の継続が著しく困難となった者とする。（産業廃棄物も同様。）
- 「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者」に該当しないものとして許可等を受けた者又は法第7条第5項第4号リ及び第14条第5項第2号ハに規定する法定代理人、法第7条第5項第4号ヌ及び第14条第5項第2号ニに規定する役員若しくは使用人若しくは法第7条第5項第4号ル及び第14条第5項第2号ホに規定する使用人が、当該許可等を受けた後に、精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物処理の業務の継続が著しく困難な状態となった場合には、速やかに、当該許可を受けた者が届け出るものとする。産業廃棄物処理の業務に関して都道府県知事は、精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物処理の業務の継続が著しく困難となった者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができるものとする。
- 改正廃棄物処理法第7条の2第5項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。）及び第9条第7項（第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出について、届出に記載すべき事項等について規定を整備する。記載すべき事項については施行規則第2条の7、第5条の5の3、第10条の10の3、第10条の24及び第12条の11の3に準じて、該当者の氏名や住所、法人にあっては代表者の氏名、受けていた許可番号等とする。

③ 所要の規定の整備

- 一括整備法による、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の改正に伴う条項ズレその他の所要の規定の整備を行う。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第三項の規定による届出に関する省令（平成13年環境省令第4号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令（平成18年環境省令第24号）の一部改正

- 都道府県知事に提出する届出書に添付する書類のうち、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」は、精神の機能の障害により、廃棄物処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者か否かを審査するために必要と認められる書類とする。

(3) 一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する

法律施行規則の特例を定める省令（平成 13 年環境省令第 34 号）、一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者並びに産業廃棄物管理票の交付を要しない場合に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成 27 年環境省令第 4 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令（平成 29 年環境省令第 13 号）の一部改正

○ 一括整備法による、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の改正に伴う条項ズレ等を整備する。

（4）平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成 23 年環境省令第 33 号）の一部改正

○ 同規則第 59 条第 2 号に規定する、土壌等の除染等の措置等の委託の基準のうち、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を、「精神の機能の障害により土壌等の除染等の措置若しくは除去土壌収集等を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」とする。

○ 同規則第 61 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する、特定廃棄物の焼却を行うことができる者の要件のうち、「第五十九条第二号イからヲまでのいずれにも該当しないこと」を、次のいずれにも該当しないものとして、「（1）精神の機能の障害により特定廃棄物の焼却を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、（2）第五十九条第二号ロからヲまでのいずれかに該当する者」とする。

○ その他、同規則第 62 条第 1 号及び第 2 号に規定する特定廃棄物の処理を業として行うことができる者の要件並びに、同規則第 63 条第 1 号に規定する除去土壌収集等を業として行うことができる者の要件のうち、成年被後見人等に係る規定についても同様に改正する。

（5）自然公園法施行規則（昭和 32 年総理府令第 41 号）の一部改正

○ 一括整備法により改正された後の自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「自然公園法」という。）第 25 条第 3 項第 2 号に規定する「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者」について、同規則第 13 条の 12 に「精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と規定する。

○ 同規則第 15 条の 5 第 1 号に規定する、国及び地方公共団体以外の者が自然公園法第 39 条第 3 項に規定する国立公園における生態系維持回復事業の認定を受ける場合の環境省令で定める要件であってその申請者が該当しないことを求められているもののうち、「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害によりその生態系維

持回復事業を適正かつ確実にを行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする。

- 自然公園法第 39 条第 5 項に規定する環境省令で定める国立公園における生態系維持回復事業の確認又は認定の申請に係る書類として、「申請者が国及び地方公共団体以外の者である場合は、前条第一号の規定に該当しないことを説明した書類」を同規則第 15 条の 6 に追加する。
- その他所要の規定の整備を行う。

(6) 自然環境保全法施行規則（昭和 48 年総理府令第 62 号）の一部改正

- 同規則第 30 条の 3 第 1 号に規定する、国及び地方公共団体以外の者が自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号。以下「自環法」という。)第 30 条の 3 第 3 項に規定する環境省令で定める生態系維持回復事業の認定を受ける場合の要件であってその申請者が該当しないことを求められているもののうち、「成年被後見人又は被保佐人」を、「精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実にを行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする。
- 自環法第 30 条の 3 第 5 項に規定する環境省令で定める生態系維持回復事業の確認又は認定の申請に係る書類として、「申請者が国及び地方公共団体以外の者である場合は、前条第一号の規定に該当しないことを説明した書類」を同規則第 30 条の 4 第 3 項に追加する。

(7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）の一部改正

- 同規則第 19 条の 8 第 3 号に規定する、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 18 条の 5 第 1 項第 5 号規定する「その他適正かつ効率的に鳥獣捕獲等事業を実施するために必要なものとして環境省令で定める基準」として申請者の役員等が該当しないことを求められるもののうち、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」とする。

(8) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）の一部改正

- 一括整備法により改正された後の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律 105 号)第 12 条第 1 項第 1 号に規定する「心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者」として、「精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を規定する。

- 一括整備法による、動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴う号ズレを整備する。

3. 今後のスケジュール（予定）

令和元年9月中下旬 公布

令和元年12月14日 施行